

府中市建設コンサルタント等業務条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

入札公告に基づく事後審査型条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この府中市建設コンサルタント等業務条件付一般競争入札（事後審査型）公告共通事項によるものとする。ただし、同一項目について異なる内容の記載がある場合は、案件ごとに行う入札公告を優先する。

入札は、広島県内の地方公共団体等が共同で運用する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した電子入札案件であり、入札に関する手続きについては府中市電子入札実施要領を適用する。

また、開札後に資格の有無を審査する「事後審査型」により行い、府中市条件付一般競争入札事務処理要綱（事後審査型）を適用する。

1. 入札参加資格

(1)	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	府中市測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登録されていること。
(3)	会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に更生計画が認可された者を除く。）でないこと。
(4)	民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後に再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
(5)	府中市建設業者等指名除外要綱の規定による指名除外を対象業務の公告日から落札決定の日までのいずれの日においても受けていない者であること。
(6)	府中市建設工事等暴力団等排除措置要綱（平成13年府中市告示第111号）第3条各号のいずれにも該当しないと認められる者であること。
(7)	府中市に納付すべき市税の滞納がない者（法人の場合は、代表者個人の市税も含む）であること。
(8)	その他、対象業務の公告に記載する要件を満たす者であること。

2. 設計図書等の閲覧方法

対象業務に係る設計図書は、電子データにより、公告日から入札日の前日（閉庁日の場合は、前の開庁日まで）閲覧に供する。
対象業務の入札公告に特に定めのある場合を除き、府中市ホームページで各自確認するものとする。

3. 設計図書に対する質問及び回答

質問方法	設計図書に対する質問がある場合は、対象業務の入札公告に定める期日までに、所定の設計図書質問書により、FAX 又は持参により提出すること。
回答方法	質問書の提出があった場合は、質問に対する回答の内容を対象業務の入札公告に定める期日までに、府中市ホームページに公表する。

4. 入札方法及び業務費内訳書の提出方法

入札期間	対象業務の公告に記載のとおりとする。
入札方法	電子入札システムを利用して入札書を提出すること。ただし、府中市電子入札実施要領で定める手続きを経て書面参加を行う場合は、書面による入札を行うことができる。
業務費内訳書	入札時に業務費内訳書の提出すること。ただし、業務費内訳書が次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。 (1) 未提出であると認められる場合 ① 業務費内訳書の全部又は一部が提出されていない。 ② 無関係な書類である。 ③ 他の業務の業務費内訳書である。 (2) 記載すべき事項が欠けている場合 ① 内訳の記載がない。 ② ゼロ計上の項目がある。 (3) 記載すべき事項に誤りがある場合

	① 対象業務名に誤りがある。 ② 提出業者名に誤りがある。 ③ 業務費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない。 ④ 業務費内訳書の合計金額と各内訳の合計金額が一致していない。 提出された業務費内訳書の内容については説明を求める場合がある。 なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、業務費内訳書を公正取引委員会に提出するなど、必要な措置を講じるものとする。
--	---

5. 入札保証金

入札保証金は免除する。

6. 無効となる入札

これまでに記載した無効の取扱いのほか次に掲げる入札は無効とする。 (1) 府中市契約規則（平成28年府中市規則第8号）第13条各号に該当する入札 (2) 対象業務の入札公告等において、あらかじめ示した条件に違反した者が行った入札

7. 開札後の取扱いについて

落札候補者の決定方法	(1) 予定価格以下で最低制限価格以上の範囲において、最低の価格をもって入札したものを落札候補者とする。 (2) 低入札価格調査を実施する場合にあつては、次の者を落札候補者とする。 ① 予定価格の制限内で最低の価格をもって入札した者（失格基準価格を設けた場合は同価格を下回る入札者を除く。）が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと認める場合。 ② 低入札価格調査対象者の提出資料について、積算内容等の確認ができず、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある場合は、次順位者を調査対象とし、その者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがない場合。 ③ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合には、最低価格の入札者を落札者とせず、次に低い価格で入札した者 (3) 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上有る場合には、電子入札システム上のくじ（以下「電子くじ」という。）により落札候補者を決定する。 (4) 総合評価落札方式による場合にあつては、対象業務の公告に定めにより落札候補者を決定するものとする。
資格要件確認書類	落札候補者には、電子入札システムで「資格要件確認書類提出依頼書」を送付するので、対象業務の入札公告に定める期日までに、電子入札システムで提出すること。
落札者の決定及び通知	(1) 落札候補者が提出した書類を審査し、資格要件を満たしていることを確認した場合は、その者を落札者と決定し、落札者を含む入札参加者にその旨を通知する。 (2) 落札候補者が提出期限までに資格要件確認書類を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認した場合は、その者のした入札を無効としその者に通知する。この場合の落札候補者は、落札候補者の次に低い価格で入札した者（以下「次順位者」という。）を落札候補者とする。この場合においては、(1)の取扱いを準用する。 (3) 次順位者の取扱いは、落札候補者が落札者とならなかった場合、順次準用する。
入札結果の公表	入札結果は、落札者決定後遅延なく公表するものとし、契約を締結した日の翌日から起算して1年間が経過する日まで府中市建設部監理課において閲覧に供するとともに、府中市ホームページに掲載する。

8. 配置予定技術者の取扱い

(1) 入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（恒常的な雇用関係とは、開札日の前日までに引き続き3か月以上の雇用関係にあることをいう。）にある者を配置すること。 (2) 配置予定技術者は、契約時点において配置できる技術者を記載するものとする。なお、資格要件確認書類
--

を提出する時に配置予定技術者を特定できない場合には、複数の候補者（3人を限度とする。）の記載を認めるものとする。

- (3) 資格要件確認書類の提出期限の翌日以降は、配置予定技術者の変更・差替え等は認めないものとする。
- (4) 落札後、業務の施工に当たって、技術者の資格・業務経験調書に記載した配置予定技術者を変更する場合は、傷病、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。
- (5) 配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、府中市建設業者等指名除外基準要綱に基づく指名除外を措置することがある。

9. 契約保証金

- (1) 契約の保証を必要とする場合

契約保証金の額は、請負代金額の10分の1以上（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の3以上）の額を契約時に納付すること。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (2) 契約の保証を必要としない場合

委託対象設計金額が300万円未満の業務は免除する。

10. 前払金

請負対象設計金額が300万円以上の業務で、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証を受けたものに限り、請負代金額の10分の3以内（低価格入札による請負契約の場合は請負代金額の10分の2以内）を支払うものとする。（対象業務の入札公告等で別に定めのあるものを除く。）

11. その他

- (1) 府中市電子入札実施要領を確認のうえ、府中市が定める「入札条件及び注意事項」及び「仕様書共通事項」に従うこと。
- (2) 入札時に、業務費内訳書を提出すること。（任意様式）
- (3) 資格要件確認書類提出書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。
- (4) 資格要件確認書類提出書等提出された書類は返却しない。
- (5) 提出された資格要件確認書類提出書等の扱いは府中市情報公開条例の規定に基づくものとする。
- (6) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したときは、次のとおりとし、府中市建設業者等指名除外要綱に基づく指名除外を行うことがある。
 - ① 入札後にあっては、その入札を無効とする。
 - ② 落札者で有る場合は、落札決定を取り消す。
 - ③ 契約後にあっては、契約を解除する場合がある。
- (7) 次のいずれかに該当する場合は、入札又は開札を延期、中止することがある。この場合における損害は、入札参加者の負担とする。
 - ① 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。
 - ② 入札参加者又はこれに関係する者が、共謀結託その他不正行為を行い、又は行おうとしていると認めるとき。
 - ③ 業務の廃止又は変更その他必要があると認めるとき。
- (8) 低価格入札による委託契約の場合は、次に掲げる事項を条件とする。
 - ① 契約保証金の額は、業務委託料の10分の3以上とする。
 - ② 府中市建設コンサルタント等業務執行規則第52条第1項の規定による契約解除が行われた場合に受注者が支払うべき違約金の額は、業務委託料の10分の3とする。
 - ③ 前金払の額は、10分の2以内とする。
 - ④ 瑕疵担保責任の存続期間は、目的物の引渡しを受けた日から6年（建築関係建設コンサルタント業務は工事完成後4年。ただし、成果物の引渡しを受けた日から10年を限度とする。）以内とする。
 - ⑤ 管理技術者は専任で配置しなければならない。ただし、当該業務が複数の業務分野に該当し、管理技術者を複数配置する場合は、設計図書で示す主たる業務分野及び部門の管理技術者が専任すればよい。
 - ⑥ 受注者の管理技術者の配置を要する業務においては、建築関係建設コンサルタント業務を除き、第三者

による業務の照査を、受注者の費用負担において実施しなければならない。この場合において、受注者は自ら実施した照査結果と併せて第三者による照査結果を提出しなければならない。

(9) 委託契約に際し府中市議会議員政治倫理条例第4条の規定を遵守すること。

(10) 落札者とならなかった者は、通知した日の翌日から起算して10日以内に苦情申立書を提出し、その理由の説明を求めることができる。

【問い合わせ先】 〒726-8601 府中市府川町315番地

府中市役所 建設部 監理課

TEL 0847-44-9163

FAX 0847-46-1535

ホームページ <http://www.city.fuchu.hiroshima.jp>